

憲法改正にむけて開催される

衆議院憲法審査会

飯島 滋明(名古屋学院大学)

【1】衆議院憲法審査会の状況

いま、メディアでは「敵基地攻撃能力の保有」「5年間の防衛予算の倍増(GDP比2%超)」などの自民党の動きが紹介されています。一方、「憲法改正」の動きはそれほど報じられてはいません。ただ、実は憲法改正むけた政治は着々と、そして静かに進められています。

通常、予算委員会が開催されている間、憲法審査会は開催されないのが慣行でした。ところが2022年2月10日、自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党の改憲4政党の意向で衆議院では憲法審査会が開催されました。その後、3月10日を除き、衆議院では毎週木曜日に憲法審査会が開催されました。ほぼ毎週の憲法審査会の開催は、憲法改正にむけた「実績づくり」となります。

2022年3月や4月、衆議院の憲法審査会では、「国会議員の任期延長」の憲法改正論議について自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党の改憲4政党の主張はほぼ一致しています。

緊急事態条項についても自民党、日本維新の会、国民民主党は①戦争、②内乱・テロ、③自然災害、④感染症の拡大等の際に、①人権制約も含む緊急政令の発令、②財政処分を可能にする憲法改正を主張しています。

このように、衆議院憲法審査会では「国会議員の任期延長」や「緊急事態条項」について、改憲4政党で意見が固まりつつあります。

自民党は参議院選挙前までは、条文化を進めるなどの全面的な憲法改正の動きを控えています。

ただ、参議院選挙後、衆議院ではほぼ毎回憲法審査会が開催されてきたことを「実績」として、改憲4政党が「十分な議論をしてきた」「議論は尽きた」と主張し、憲法改正国民投票に持ち込む可能性があります。

2021年6月、公職選挙法の7つの項目に合わせた改憲手続法(憲法改正国民投票法)が改正されました。この改正は改憲4政党が十分な議論もしないで国会での数の力で成立させました。

2022年3月3日、衆議院憲法審査会では憲法56条1項の「出席」に関して、オンライン出席が認められるとの「とりまとめ」をしたうえで衆議院議長に提出されました。

この「とりまとめ」に関しては3月16日、憲法研究者有志82名が批判する声明を出しました。憲法研究者の批判にあるように、この「とりまとめ」も十分な議論がなされたわけではありません。たとえば疾病や妊娠している女性のオンライン出席を認めるかどうか等について議論が尽くされたわけではありません。極めて生煮えの「とりまとめ」ですが、改憲手続法でなく、憲法条文の内容について多数決で一定の結論が出されたのははじめてです。このとりまとめが今後、改憲案の作成に際して前例とされる危険性があります。

さらに4月27日、自民、公明、日本維新の会の各党などは公選法並びに3項目の改正改憲手続法案(憲法改正国民投票法)を国会に提出し、翌28日には衆議院憲法審査会で法案の趣旨説明がされました。この趣旨説明は、立憲民主党や共産党が反対する中で強行されました。「私たちは、あとやるべきは、公選法の積み残しの三項目、これをしっかりと、直ちに公選法並びの国民投票法改正をすれば、まさにいつでも十分な憲法改正の国民投票ができるという立場であります」(2022年4月14日衆議院憲法審査会日本維新の会足立康史議員発言)という立場からすれば、公選法並びに3項目の改正改憲手続法が成立すれば、いつでも憲法改正国民投票が可能とされる可能性が高まります。

こうして2月10日以降、衆議院ではほぼ毎回憲法審査会が開催されてきたことが「実績」とされ、参議院選挙後、改憲4政党が「十分な議論をしてきた」「議論は尽きた」と主張し、憲法改正国民投票に持ち込む可能性があります。いま、「静かなる憲法改正の動き」が進んでいることに警戒が必要である。

【2】参議院選挙にむけて私たちはどうすべきか

今まで紹介したように、衆議院の憲法審査会では「改憲発議」にむけた「実績づくり」が着々と進められてきました。

この点、参議院では小西洋之野党筆頭幹事を先頭とする立憲野党の国会議員の奮闘により、衆議院での「前のめり」の憲法審査会の運用に歯止めをかけています。「良識の府」としての参議院の役割

が憲法審査会では貴かれています。まずはこうした参議院の憲法審査会の議員を応援することが重要です。同時に、自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党など改憲 4 政党の前のめりな憲法審査会の運用を批判することも重要です。そして衆議院では、奥野総一郎野党筆頭幹事や近藤昭一議員などに要望を伝え、改憲に有利な活動、改憲 4 政党に安易な妥協をした際には批判する一方、改憲阻止にむけて有益な活動をした際にはそうした対応を応援することが重要です。

参議院選挙の結果次第、具体的には自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党の改憲 4 政党が国会の議席の 3 分の 2 以上を占める事態となれば、憲法改正が現実味を帯びます。参議院選が終われば 2025 年まで、場合によっては 3 年間、国政選挙がない可能性があります。こうしたことも考えた上で、まずは 2022 年の参議院選挙では改憲 4 政党に改憲発議に必要な 3 分の 2 以上の議席をとらせないことが必要になります。この点、自民党の麻生太郎氏などの野党分断工作に連合の芳野会長などがまんまとはまり、野党候補一本化がうまく進んでいません。ただ、自民党と公明党の関係にも不協和音が漂っており、国民民主と日本維新の会の選挙協力は決裂しました。諦める必要はありません。そして「無党派層」への働きかけがとても重要になります。特定の支持政党なしという「無党派層」は少なからず存在します。改憲 4 政党は「無党派層」への宣伝などに長けていますが、私たちも無党派層に働きかけ、今まで以上に立憲野党の議席獲得を目指す必要があります。そのためには、短く、分かりやすい言葉で「戦争できる国づくり」「市民不在の政治」をすすめる改憲 4 政党の危険性を周知させるとりくみが必要です。そして自分の意見と違う意見を述べる人に強い批判などを繰り返すのではなく、若い人の意見を取り入れ、SNS を有効に活用した「無党派層」への働きかけが必要です。

あいち総がかり行動で

『憲法って変える必要あるの?』

パンフレットを発行しました。

(A 5 サイズ フルカラー 8 頁)

まずは対話をはじめよう!

☆パンフレットご用命の際は、送料のご負担をお願いします。

カンパも大歓迎です。

☆パンフレット制作の費用や会の運営費は全て、会費と皆さまからの寄付によるものです。

☆送付先住所、担当者氏名、電話番号及びメールアドレスと必要部数を明記して下記にご注文ください。

- ①送付先
- ②部数
- ③担当者氏名
- ④電話・FAX 番号
- ⑤メールアドレス(数字アルファベットは明確に)

注文先

(FAX) 052-872-6919

カンパ、送料の振込先

ゆうちょ銀行(口座記号番号) 00260-8-91865



不戦へのネットワーク

総会報告

山本みはぎ

4月16日、東別院会館で不戦へのネットワークの総会を開催しました。総会では、2021年の活動総括と会計報告、2022年の活動方針と予算案が事務局から提案され、了承されました。当会代表の飯島滋明さんが「米中対立の中での自衛隊・米軍」をテーマの記念講演を行いました。(報告参照)ロシアプーチンのウクライナ侵略を受けて、軍拡や改憲が声高に言われています。7月の参議院選挙は野党にとって非常に厳しい選挙になると予想されますが、軍拡や改憲をとめるために全力を尽くさないといけません。私たちもまた、原則的な立場を守り地道な活動を続けて行きたいと思えます。



2022年度活動方針

とりまく状況

昨年8月15日アフガニスタンのガニ政権が崩壊しました。それは米・欧の偽りの民主主義の崩壊とも言えるものでした。米・NATOはアフガニスタンを「民主化」するために、「女性の人権を守る」ために、空爆し、無人機を飛ばし、劣化ウラン弾も使い、多くの人を殺しました。女子児童の就学のためには、2280万人が飢餓状態に陥っても、経済制裁を続ける米、G7諸国。これが米欧の言う「民主主義」でした。この「民主主義」にアフガニスタン民衆がNOを突き付けたと言えます。

それでも米に反省はなく、「民主主義の敵」を探しつつけます。

バイデン政権は「中国はもっとも重要な競合国」といいながら、「民主主義対専制主義」の対決をあ

おっています。「民主主義サミット」を中国、ロシアを排除する形でおこなったり、またG7サミットでの諸課題の議論に中国への対応をもちこみ、「中国包囲網を議論」する場へと変容させました。「開かれたインド太平洋戦略」のもとイギリス、フランス、ベルギー、カナダ、ドイツは沖縄近海にまでに艦船を送り、米や自衛隊と演習などを行いました。またQUAD(日、米、豪、印)やAUKUS(米、英、豪)などの枠組みで軍事同盟化を図り、中国への圧力を高めています。「台湾海峡を含めアメリカと同盟国への軍事侵攻を抑止する」との文言を「インド太平洋戦略」に明記し(2月11日)、台湾へのミサイル売却もおこなっています。

岸田政権のもとで成立した2022年度防衛費は過去最高の5兆3687億円となり、21年度補正予算とあわせると6兆1425億円となり、GDP比で1.09%となります。岸田首相は敵基地攻撃能力の保有の検討にも言及しており、年末には国家安全保障戦略を改定し、防衛整備目標をしめす防衛大綱、中期防も策定されます。自民党は国家安全保障戦略など三文書改定にむけた安全保障調査会では敵基地攻撃能力の保有を議論し、「攻撃目標は相手国の発射基地などに限定せず、指揮統制機能も含むべき」との指摘が大勢を占めました(4月11日)。一層の軍拡、日米の一体化がすすめられることが予想されます。「台湾有事」を軸にしてますます危険な状況が作りだされようとしています。

2月24日、ロシアはウクライナへ軍事侵攻しました。プーチン大統領は、ウクライナ東部ドンパス住民を守るためと発言し、NATOの東方拡大、ウクライナの核開発を理由にあげ、防衛のためとしました。しかしながら、「武力不行使の原則」をさだめた「国連憲章」違反は明らかで、許されることではありません。ロシアは攻撃を中止し、ウクライナから撤退しなければいけません。ロシアへの非難が高まるなか、日本では、安倍元首相が核共有に言及し、自民党は台湾有事を念頭にして提言を4月中に出すと言っています。好戦的な空気が醸成されつつあります。政府は防弾チョッキ・ヘルメットなど紛争当事国への提供が禁止されている防衛装備品・武器をウクライナに送りました。また政府専用機・自衛隊機を法的根拠があいまいなまま「避難民」輸送のために送りました。非核3原則、武器輸出禁止など平和主義を保証するために築かれてきた礎(いしづえ)がなし崩しにされようとしています。

私たちは戦争で犠牲になり、傷ついたウクライナ市民に心をよせ、戦死させられたウクライナやロシアの兵士にも思いを馳せながら、ウクライナやロシアそして世界の市民と連帯し、声をあげ、戦争を止める努力を模索しなければいけないと思います。武器を供与したり、軍拡をしたり、軍事同盟化をすすめることには反対します。

活動の柱

①日米安全保障協議委員会(2+2)で日米共同作戦計画が文書化されました。米海兵隊のEABO(遠征前進基地作戦)と自衛隊の共同作戦が懸念されています。南西諸島が戦場となる不安が島々にひろがっています。不戦へのネットワークは6回にわたりオンライン講座(軍事要塞化される沖縄・奄美の島々)をおこないました。この取り組みをひきついで、現地との交流や必要な宣伝など努力します。

②昨年6月に成立した土地規制法。機能阻害行為が不明確、生活関連施設についても不明確、個人情報やプライバシー権の侵害のおそれがあるなどの問題点があきらかになっています。不戦へのネットワークでは陳情書を愛知県に出すなどしましたが、6月から一部施行となるのにあわせて関連自治体への申し入れや基地めぐりツアーなどをおこないます。全国の市民運動の動きにも注視します。

③F35の整備拠点となり(リージョナルデポ)、F2の後継機の開発もすすめる地元軍事企業三菱などへの働きかけをします。また 12 式対艦誘導弾の長射程化の開発をすすめる三菱北工場にも働きかけをします。軍需産業が集中する愛知県での企業への働きかけは地域の非軍事化をめざす活動の柱とします。

④自民、公明、維新、国民民主は改憲に言及しており、参議院議員選挙後の結果しだいでは改憲状況は一気に緊迫することが予想されます。あいち総がかり行動などと連携し、改憲を阻止する闘いをすすめます。

⑤これまで同様、関係諸団体と連携し、活動を進め、ネットワークの幅を広げる努力をします。
○毎年参加しているあいち平和のための戦争展に参加し展示をおこないます。

○今年は沖縄本土復帰50年に当たります。引き続きあいち沖縄会議などと連携し辺野古基地建設反対など反基地の運動や地位協定改定運動をすすめます。

○日朝平壤宣言20年になります。東海100年行動とともに膠着した日朝関係を少しでも好転させるために努力し行動します。

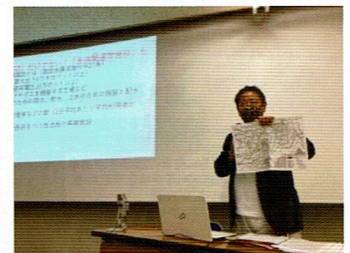
○名古屋NGOセンターの加盟団体として引き続き協力を進めます。

写真で見る2021年の活動



2021年3月
小西誠さん講演会

2021年5月
土地規制法学習会
講師は飯島滋明さん



2021年8月「あいち平和のための戦争展」で展示

2021年11月 玉木知事の辺野古設計変更「不承認」支持の1週間連続街宣



毎月第4土曜日の小牧基地申し入れ行動

ロシアのウクライナ侵攻の抗議街宣



「米中対立のなかの自衛隊・米軍」

飯島滋明さん

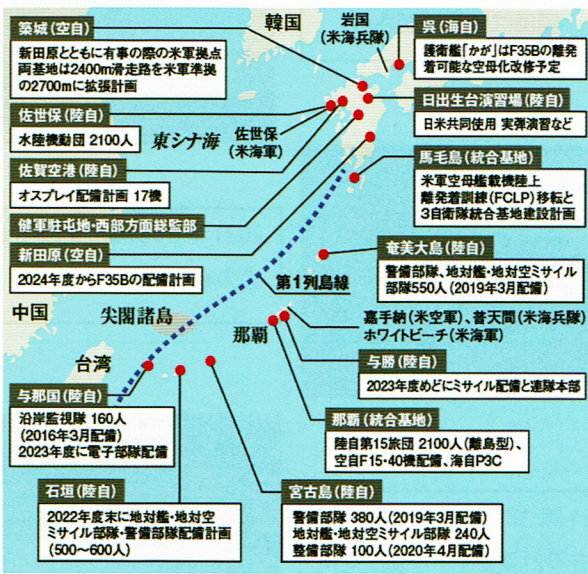
八木 巖

4月16日の不戦へのネットワークの総会・記念講演として当会代表、名古屋学院大学の飯島滋明さんに「米中対立のなかでの自衛隊、米軍」と題する講演をしていただきました。

講演要旨をお伝えします。(文責・八木)

飯島さんは最初に「言葉の正確さ」から「南西諸島自衛隊配備・強化」ではなく、「九州・南西諸島」であり、正確には中国地方も入ると指摘されました。福岡の築城基地、宮崎の新田原基地、大分日出生台、佐世保、熊本、佐賀、鹿児島などです。

第1列島線における日米軍事基地配置図



アメリカ西海岸への攻撃を阻止するということです。

2014年ころはエアーシーバトル構想ということがいわれました。米中軍事衝突時には米軍はいったん(沖縄とか横須賀なども)ハワイなどに逃げる。制空権をとりもどした段階でもどる、というものでした。中国のミサイル能力の向上、米海兵隊の活用ということで、EABO・エアボ(遠征前方基地作戦)という作戦に変えている。海兵隊が72時間をめどに島から島を点々と移動して、ミサイルを撃つというある種のゲリラ戦。F35B、オスプレイ、HIMARS(ロケット砲システム)などがつかわれる。EABOの訓練は沖縄や北海道の矢臼別などでおこなわれている(レゾリュート・ドラゴン)。



敵基地攻撃論について。日本が攻撃されていないにもかかわらず先に攻撃してしまう、というのが敵基地攻撃論。これも朝鮮の弾道弾の脅威ということをいっているが、対中政策。安倍元首相は「向こうの中枢を攻撃することをふくめるべきだ、と発言している。また安倍元首相や橋本徹氏などが核共有(ニュークリアシェアリング)などといっていますが、戦術核、戦略核の区別もついていない発言です。ドイツなどで配備されているのは戦術核で、たとえばソ連が侵攻してきたら、その敵にたいして使う。国内で使うことになる。例えばロシアは最大の核保有国、6200発以上持っている。ツァーリボンバーって水素爆弾の実験を1961年にしているが、これは広島、長崎の原爆をたしたものの千倍の威力がある。そんな国にたいして核でやり返すなんて平和ボケもいいところである。

しかし、何かあれば攻撃されるのは与那国島や、石垣、宮古です

憲法改正に向けた動きということでは憲法審査会での論議は自然災害時の国会議員の任期延長の問題、緊急事態条項、この論議は自民党や維新からみれば議論がふかまっている状態。条文作成、発議という

九州・南西諸島への自衛隊配備、基地強化、これがなぜなされているのか？2つの要因があり、一つは自衛隊リストラ論。冷戦が終わってソ連という敵がなくなったこと。軍隊の一番の敵は、敵がないこと。それで中国を仮想敵にした。二つ目はアメリカの対軍事戦略の一環だということ。かつて、ソ連を仮想敵にしていた時期、対馬、津軽、宗谷の三海峡封鎖という戦略がありました。その焼き直したもの。九州から台湾までの線を封鎖すれば中国の潜水艦、艦船がでてこれなくなる、ということです。

のもありうる。いま自民党は抑えている状態だが、参議員選挙後の黄金の三年間（選挙がない）といわれているので、発議ということもありえる。

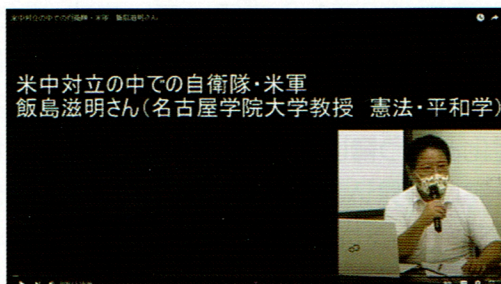
土地等監視及び利用規制法の話。米軍、自衛隊の施設、生活関連施設の1キロ圏を注視区域、特別注視区域にし、そのなかの人們はプライバシーが徹底的に調べ上げられるかもしれない。特別注視区域になると土地の売り買いも制限される。そうすると土地の価格は下がる。また内閣総理大臣が自治体にたいして個人情報を出せというふうに要求できるようになっている。こんなことをさせないよう自治体にはたらきかけるのが重要。自治体から国にはたらきかけるようにすることが重要。与那国に2019年に行ったとき看板があって「許可なく撮影、座り込み、通行の妨害となる行為」をするな、と書いてあるんですけど。これの法的根拠はないんですが、土地規制法が6月に一部、9月に全面施行されるのですが、写真撮ると基地機能阻害行為と言われる可能性がある。いきなり逮捕はできないが、まず写真撮るのをやめろっという勧告をだして、従わない場合は200万円以下の罰金あるいは6カ月以下の懲役、もしくは併科。

私たちの声は小さいかもしれないが小さな集会でも積み重ねるのは必要。また多くの人たちに理解してもらうために短い言葉で話す努力が大切。せめられたらどうする？っていわれたら、じゃあ戦争するのかって答えるような。身の回りから話していくことが大事。

以上が講演要旨です。

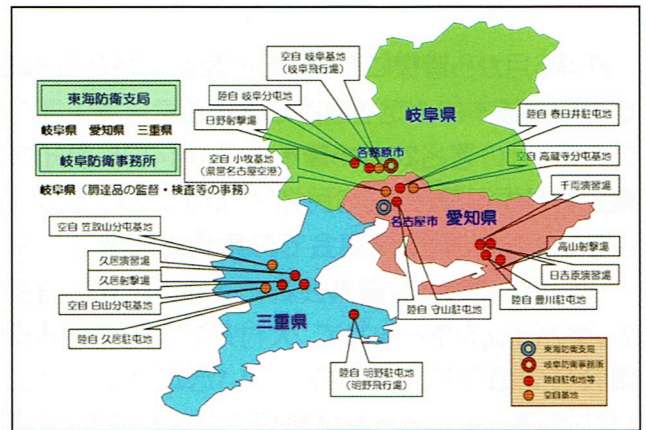
ごらんになれる方はYoutubeの動画を御覧になってください。

<https://www.youtube.com/watch?v=LfplzBygJsg>

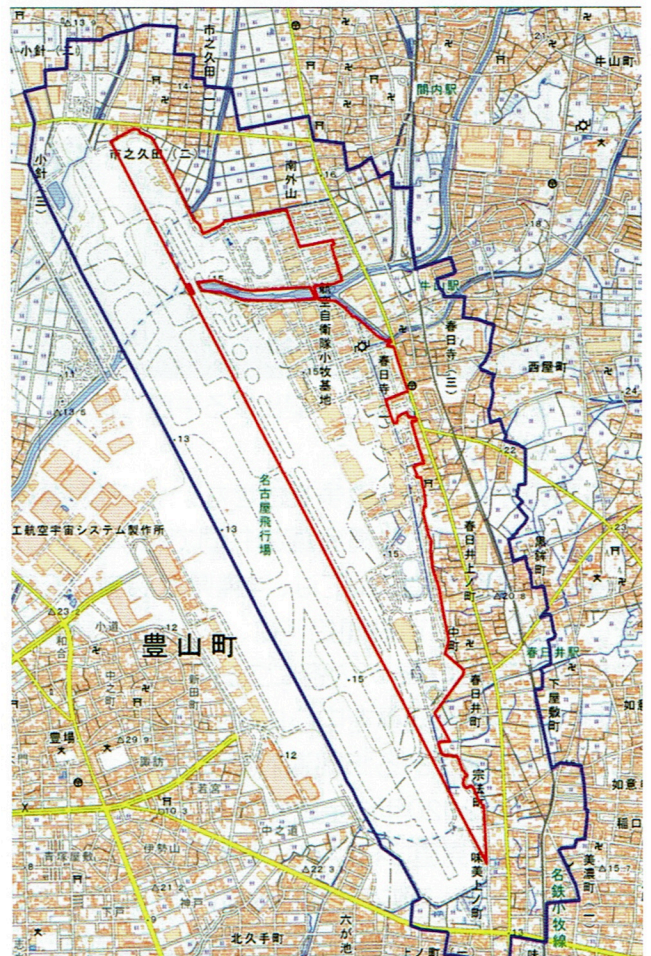


土地規制法については昨年11月に愛知県議会に陳情をいたしました。今後関係自治体への申し入れなどを行う予定です。

【参考】



東海地方の自衛隊施設



青線は現在の小牧基地ドローン規制地域 (周辺300メートル)

日米地位協定改定を

民意の盛り上がりで後押しする

あいち沖縄会議代表 牛島達夫

昨年6月から皆様をお願いして集めてきた「日米地位協定抜本的改定を政府に求める意見書決議へのお願い」の署名26495筆を先日4月4日に愛知県議会議長坂田憲治様(自民党)に直接手渡しで提出してきました。愛知県議会での意見書決議は全会一致が原則のため、最大会派である自民党の団長のアドバイスを取り入れて、大村県知事を支える県議会と与党会派に広く支持していただけるように「全国知事会の『米軍基地負担に関する提言』に沿った積極的な取り組みを政府に求める意見書決議へのお願い」としました。



県議会議長(中央)に署名を提出する牛島代表。(右は高木県会議員)

署名の呼びかけは戦争をさせない1000人委員会あいちとあいち沖縄会議の共同で行いました。外国の地位協定については、沖縄県が独自の調査をしており、署名活動開始時に、オンライン集会で沖縄県庁職員よりその内容について学習会を開催しました。沖縄県知事を中心に渉外知事会(米軍基地および施設がある15都道府県)の働きかけにより、2018年と2020年に全国知事会は「日米地位協定を抜本的に見直し」を含む「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で決議し政府に提出しました。このように全国の首長の方々に共通理解が得られたことで、日米地位協定改定要求の盛り上がり全国津々浦々までに広げるためにどのような取り組みができるか検討していたところ、愛知県内ではまず愛知県議会での意見書決議を出して頂くことがよいだろうということになりました。県議会が意

見書採択すれば、市町村議会にも要請しやすくなり、波及効果も大きいことを期待しています。愛知県内では今のところ扶桑町のみが意見書採択をしています。現在、都道府県議会での日米地位協定見直しの意見書を採択したのは沖縄県を含む9議会のみです。一番最近では静岡県議会でも保守系議員中心の働きかけで意見書採択に至ったことを知り勇気づけられ、愛知県でも意見書決議を求める署名活動することになりました。

全国知事会が提言を出した直接のきっかけは、2016年のうるま市での女性殺害やオスプレイ墜落と2017年の東村高江の米軍ヘリ墜落や飛行中米軍ヘリの保育園への部品落下などで、住民の安全が脅かされているのに、米軍の運用改善方針に対して、政府がはっきりと要請をしないことではないでしょうか。2020年の提言では折からの新型コロナウイルスのパンデミックで米兵は検疫を受けずに入国していることも課題として取り上げられました。実際今年になってからの沖縄県でのオミクロン株の感染拡大の要因の一つは米軍検疫未実施ではないかと強く疑われています。また、戦闘機の洗浄に使用する有害物質の飲料用用水への排水等で基地への立ち入り調査ができないなど住民生活の問題解決に日米地位協定が大きな壁となっています。

今回の署名活動は最近の5~6年の出来事をもとに展開してきましたが、あいち沖縄会議は個人や市民団体で構成されており、その多くは1995年米兵少女暴行事件とその後の県民大会に連帯して愛知県でも抗議集会に参加し活動を続けてきた方々です。1995年の県民大会でも訴えられていたことは「米軍基地の整理縮小と日米地位協定見直し」でした。それ以来、日米地位協定の見直しが図られることはなく、2004年の沖国大米軍ヘリ墜落など事件・事故が相変わらず続いています。また、米軍の暴行の解決が辺野古の新基地建設問題にすり替えられてしまいました。現政権は、普天間基地の固定化という脅し文句で、辺野古・大浦湾の埋め立てを完成の見込みもないままに強行しています。長い歴史でいえば、基地の固定化はおもいやり予算をつけたのがそもそもの原因ではないのでしょうか。近年西は与那国島から北は馬毛島まで南西諸島一帯に自衛隊の配備も始まっています。2020年は沖縄復帰50周年にあたります。1952年から72年までの20年間の米軍統治時代に、由美子

ちゃん事件、国場君事件、宮森小学校ジェット機墜落、B52 離陸失敗墜落など沖縄の人々は危険と隣り合わせの中、本来の自治や人権を米軍から自ら取り返していきました。その強い熱意が、米軍や米国政府を恐れさせ、復帰への道筋をつけたのです。しかし、返還交渉では沖縄の民意は聞かれませんでした。米国政府側は琉球政府や高等弁務官を交渉のテーブルにつけるように要請したこともあったようですが、それを拒否したのは日本政府でした。実際には虚偽でしたが「核抜き本土並み」という「唯一の被爆国」という本土意見のみで、「唯一の凄惨な地上戦」を経験した沖縄の意見は一切顧みられませんでした。前年の沖縄国会では、質疑が中断され、予定された沖縄選出議員の質疑は認められないままに交渉案が強行採決され、当日、上京した屋良朝苗行政主席は建議書を届けることができませんでした。その時の怒りについて「沖縄県民の気持ちと云うのはまったくの弊履(やぶれた草履)の様にふみにじられるものだ。沖縄問題を考える彼等の態度、行動、象徴であるやり方だ」と日記に残されています。1972年5月15日日米合同委員会で最初に話し合われたことは、返還後も返還前と変わらない基地使用を米軍に認めることでした。50年前と現在、沖縄は望んでいた復帰を果たせたのでしょうか。1967年大城立裕「カクテル・パーティー」芥川賞、2019年真藤順丈「宝島」直木賞。時代を隔てて似たような主題の本が評価されるのは沖縄の現状が変わっていないという証左でしょう。一人当たりの県民所得は全国最下位のままです。基地経済で成り立っているどころか沖縄の発展を今では阻害しています。貧困の問題も深刻です。本来、基地問題とは無関係に、援助されるべきものが、現在は沖縄振興交付金が基地受け入れの報奨金のようになっています。沖縄の状況はむしろ悪くなっているのかもしれませんが、中国脅威論による自衛隊配備は、沖縄を再び戦場にしていよというメッセージにはならないでしょうか。

県議会に署名を提出した4月4日は、1879年琉球藩が廃止され、沖縄県設置が布告された日でした。琉球処分以来、沖縄は交渉の道具にされることはあっても、意見を述べる機会是与えられず、多くの望まないものが押し付けられてきました。私たちはその事実注視し寄り添っていかなくてはなりません。日米地位改定に取り組むことは、そういった沖縄の歴史と気持ちに勇気を与えることになるの

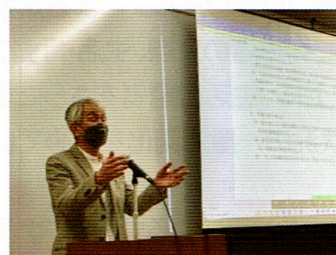
ではないでしょうか。6月議会での意見書採択に向けて、楽観視できませんが、自民党内でも河野太郎議員を中心に地位協定改定の具体案が作成されていましたし、全国知事会の提言を出した現知事を支える最大会派の自民党県会議員を丁寧に取り、今回の趣旨に、党議拘束ではなく、政治信条から賛同していただき、決議して頂けるよう祈念しています。

日本の上空は、米軍機が自由に飛行することが許されており、訓練のためのルートが数か所設定されています。イタリアでは1998年にスキーリゾート地のロープウェイが米軍機の低空飛行訓練で切断され、20人死亡する事件がきっかけで地位協定が改定されました。すでにそのような状況を沖縄に50年間押し付けて来たわけですが、そういうことが本土でも起こってしまう前に、地位協定の改定を実現することを強く望んでいます。

6月議会での意見書採択に向け、署名提出に引き続いて、4月17日に「日米地位協定改定と沖縄復帰50年を考える」集会を開催しました。集会は、この間の活動の経過と、県議会での取り組み報告を行い、前泊博盛沖縄国際大学大学院教授の講演がありました。

※前泊さんの講演は、以下の YouTube で視聴できます。

<https://youtu.be/2l98sRl2jji>



取り組みの経過報告をする戦争させない1000人委員会の浅井さん

県議会での取り組みを報告する新生あいち(立憲と国民の合同会派)の河合幹事長



近藤昭一衆議院議員のあいさつ

…… 平和がすべての原点！ ……
声を上げるとのこと！
私たちが歴史を創っているということ！

市民と野党をつなぐ会@あいち事務局
白井 えり子

私たちの毎日の暮らしを預ける「政治」は“お任せ政治”ではなりたちません。そしてすべての暮らしの原点は「平和」です。平和でなければ自治体行政も国政も成り立ちません。私たち『市民と野党をつなぐ会@愛知』の活動は、2015年9月の参議院本会議において安保法案が採決されてしまったことに端を発します。

市民は、一般的には選挙でしか社会を変えることができません。

19年の参議院選挙では、野党2議席を確保したものの、この年は投票率が7.5%下がり、『日本維新の会』以外すべての政党候補者が票を減らしています。こうした状況をふまえ、次の衆議院選挙に向けて現状分析を行い、統一候補の1本化、投票率アップを訴え、若者にアピールする様々なアクションや講演会を行いました。しかし、21年の衆議院選挙では、立憲野党の議席確保には一定の成果をあげたものの、全体状況の中では『日本維新の会』躍進の現象を生んでしまい、危機感を持たざるを得ない結果となりました。

その後の新型コロナウイルス感染の関係で行動が制限される中でも、市民連合@愛知と連携し、オンライン併用の全体会、講演会等を休むことなく行ってきました。しかしながら新型コロナウイルスによる足掛け3年の活動自粛状況は、有権者の意識、生活・行動スタイルを変えてしまった上に、生活困窮者をさらに増加させ、社会状況・生活状況の一層深刻化を進めています。

平和の問題についても、ロシアによるウクライナ侵攻。これはまぎれもない国家間戦争であり、現代においてこのようなことが起こされるとは、と唖然とするばかりです。これに伴う経済問題、食料や燃料費の高騰問題などなどが、世界中の市民生活をさらに厳しく圧迫して来ています。また、核保有の問題、中国、北朝鮮問題など外交問題も露呈しています。

こうした中で22年夏の参議院選挙を迎えます。ここにきて、野党の中でも国民民主党の予算賛成に始まる不可解な動き、連合の芳野会長の姿勢、特に愛知における維新+減税の動きなど、本来きちんと政権与党に対峙するはずの野党が完全にぐらついて来てい

ます。市民、国民は一体何を信用してよいのか分からない状況にあると言わざるを得ません。

最近のある新聞社による調査では、内閣支持率は3月の57%から4月59%に上がっています。また、参議院選挙の投票予測調査でも自民・公明は変わらず、立憲民主がマイナス3%、共産マイナス1%。維新だけが6%から17%増と唯一支持率を伸ばしています。この状況のまま選挙を迎えれば、今後の3年間で憲法改正(改悪)にのめりこむことは必至です。今後の国政、愛知の地方議員選挙において、この流れ・勢いをなんとしても阻止しなければなりません。

今、私たち市民にできることは集会、デモでどんなに冷たい視線を感じていても、「改憲NO!」の声を上げ続けることです。歴史は今私たちが創っています！いつか政権を換える大きなうねりになることを信じて声を上げ続けていきましょう!!

維新を落とせ大キャンペーン!!!

ポスティングをしましょう。

□チラシの申し込み方法です。

参院選挙に向け、全県下で減税維新や自民党政策批判のチラシ(写真)配布する A4 サイズ裏表 (期間:6月22日の公示まで)厳守!

・申し込み方法

以下のフォームからお申し込みください。

<https://forms.gle/iBM7qmWXAwpbQ1sSA>

※送料はご負担ください。カンパもお願いします。

※振込先

ゆうちょ銀行

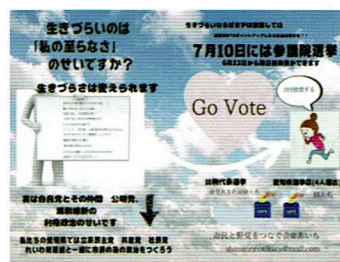
記号 12000 番号 15222541

加入者名 市民と野党をつなぐ会@あいち
他銀行からの振込

店名 二〇八(読み 二ゼロハチ)

店番 208 普通預金

口座 1522254



安保法制は違憲の判決を勝ち取ろう！

証人尋問報告

山本みはぎ

4月22日、安保法制違憲訴訟あいちの証人尋問が行われました。証人は、ジャーナリストで元平和新聞編集長の布施祐仁さん、名古屋学院大学教授の飯島滋明さん、参議院議員の小西洋之議員の3人と、原告の堀田正樹さんです。

先行して行われている地裁・高裁の裁判では、すべて原告の訴えを認めず、憲法判断をしていません。ロシアのウクライナ侵略という事態を受け、軍拡や改憲の動きが強まっているなか、その成立から実態まで明白に違憲の安保法制の違憲判断をさせることが極めて重要です。ダイジェストを報告します。

布施証人 米軍と自衛隊の一体化が飛躍的に進んだ

布施証人は、安保法制施行後の自衛隊の装備、訓練の実態の変化から安保法制の違憲性を証言しました。布施証人は証人尋問は初めてとのことでしたが、南スーダンに日報問題での追及などこれまでの経験と知識を活かして説得力のある証言でした。

安保法制が施行されてから、スタンド・オフ・ミサイルや護衛艦の空母化、対地攻撃能力が優れているF35戦闘機が導入され、これは政府が検討をしている「敵基地攻撃能力」を念頭においたもの。南シナ海での共同訓練も繰り返されており、事実上米軍の一部、一体と米軍はとらえている。台湾海峡で緊張が高まった時や台湾有事の際に、米艦船を自衛隊が「防護」することになれば戦争に巻き込まれるリスクが高まる。安保法制の施行後米軍と自衛隊一体化は飛躍的に進んだ。安保法制の「存立危機事態」は専守防衛を完全に逸脱し戦争のリスクは高まり、法の支配が崩れてしまった。法の支配を取り戻し公正な判断をと証言をしました。

飯島証人 安保法制は一見極めて明白に憲法違反

飯島滋明証人は、安保法制の違憲性と安保法制の制定・実施が平和的生存権、人格権を侵害することであると主張しました。

飯島さんは、安倍元首相や麻生元大臣が台湾有事の際は存立危機事態で自衛隊が先に攻撃できるといったがそれを可能にするのが安保法制。平和的生存権の中核的部分は具体的な権利性がある。憲法の平和主義は、権力者に戦争をさせない、戦争によって生命や身体や健康を失わない、脅かされない権利。それが平和的生存権の具体的な権利性と言える。憲法の

全文は平和を権利として認めている。平和が単なる理念であると言っている裁判所は間違い。2016年の自衛隊の南スーダン派遣は平和的生存権を侵害されている。医療関係者は派遣される確率が高い。愛知には軍事工場が多いが攻撃対象になる可能性が高い。

人格権の保護についての根拠は憲法13条にある。自衛隊員の家族やその関係者や戦争体験者、基地周辺住民の恐怖や不安も人格権の侵害になる。裁判所は侵害が発生する蓋然性がないと言っているが、ロシアのウクライナ侵攻をどれだけの人が予想したか、戦争はいつ起こるかかわからない。

損害発生が不確定であってもそういった事態をもたらす可能性があるなら予防的な判断を下すのは合理的な判断。安保法制の法的構造でウクライナのような事態になる可能性がある。裁判官は市民の権利・自由を守るために判決を、と訴えました。

小西証人 7.1閣議決定は絶対の違憲。

小西洋之証人は、安保法制が国会で審議されているときに特別委員会の委員として、安保法制の違憲性を追及しました。現職の議員が一連の裁判で証言するのは初めてです。

(2015年)7.1閣議決定で限定的な集団的自衛権は合憲としたが、(昭和)47年の見解を安倍政権は同盟国にたいする武力攻撃も日本国民の生命が根底から覆されると捏造した。47年の決済文章の中でも9条のもとで個別的自衛権しかできないと解釈している。集団的自衛権は9条を変えない限り絶対にできない。当時の中央公聴会でも元最高裁判事も47年見解は日本に対するものと陳述している。7.1閣議決定は47年見解を曲解して捏造をした。法解釈ですらない理由によって9条の規範を変えた。法規範と認める法的な正当性がなく7.1閣議決定は絶対の違憲である。安保法制特別委員会の強行採決も明確に国会法違反。

2017年、18年のころ安倍首相は北朝鮮からの武力攻撃の対象になっていると国会で答弁をしている。岸防衛大臣は当時アメリカが北朝鮮に軍事行動をしたら安保法制を発動することを検討していたと答弁している。昨年12月の国会質問でも存立危機事態はいつ起きてもおかしくないと答弁している。具体的な危険が存在しないと裁判所が判断するのはおかしい。

国会議員の責務は憲法に基づいて国民の命や尊厳を守ることだ。しかし、今国会の機能だけでは守れない。内閣法制局を崩壊させ、政府の法の支配、議会政治の法の支配、民主主義自体を崩壊させている。裁判官の良心に従って違憲判決を出してほしい。

■編集後記

•先号のニュースを発行した直後、ロシアのウクライナへの侵略が始まった。国際法も国連憲章にも違反する侵略行為は弾劾されなければならない。3か月以上が過ぎても交渉の兆しは一向に見えない。そればかりか、アメリカをはじめ西側諸国はウクライナへの武器を供与している。アメリカは400億ドル、日本円にして5兆円余りの追加の予算案を可決し、ゼレンスキー大統領も戦闘の継続を言っている。武器供与によってウクライナを舞台に代理戦争をしている様相だ。背後で儲けているのはアメリカの軍事産業という構造が透けて見える。ウクライナ戦争をめぐって、いろいろ議論があるが、個人的には憲法9条の原則の不戦だと思う。•ウクライナ戦争を契機に、国内でも軍拡や改憲の動きが活発化している。安倍元首相などは「核共有」論をいい、敵基地攻撃能力については、敵基地だけでなく、「抑止力」としての「打撃力」を持つ。反撃能力によって相手を殲滅する。このことが「抑止力」とまで言っている。政府は、「敵基地攻撃能力」を「反撃能力」と言い換えています。その実態は安倍元首相が言うように全面戦争を想定したものといえるでしょう。恐ろしいことです。•バイデン大統領の韓国と日本訪問で、対中包囲網が一段と加速されたようです。•4月21日、自民党の安全保障調査会は、政府が年内に出すとする、外交・防衛の「国家安全保障戦略」や「防衛大綱」「中期防」への提言書を提出しました。提言書の内容は、「敵基地攻撃能力の保有」をいれ、相手国の「指揮統制機能等」を攻撃目標に追加するとしてきました。5年以内に防衛費のGDP2%以上にすること、武器供与に関する「防衛移転三原則」の見直し、侵略を受けた国に殺傷兵器の提供も盛り込みました。恐ろしいことです。•7月の参議院選挙が目前です。野党共闘は思うように進まず、このままでいけば選挙結果は目に見えています。愛知では、減税と維新が手を結び「減税維新」として候補者を出します。私たちにできることは少ないですが「市民と野党をつなぐ会@あいち」が維新を落とせキャンペーンのチラシ配布を呼びかけています。ご協力を！•仕事を辞めて2年が経ちました。悠々自適の生活のはずが……なんでこんなに忙しい？(やま)